



栃労発基 0830 第1号
令和6年8月30日

各 労働基準協会長 殿

栃木労働局長



栃木県最低賃金の改正及び賃金引き上げ支援施策の周知広報について(依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県最低賃金につきましては、産業や職業の種類を問わず、原則として、栃木県内で働くすべての労働者と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されています。

今般、この栃木県最低賃金について、令和6年10月1日から、時間額1,004円に改正発効（現行の栃木県最低賃金に比し、50円（5.24%）の引き上げ）されることとなりました。

この改正発効については、すべての労働者、使用者はもとより、その家族を含め県民の皆様へ広く、速やかに周知広報することが必要となります。

つきましては、別紙1の広報例文を御参考に、貴広報部署等において発行されております各種広報媒体（広報誌、ホームページ、SNS等）への可能な限り早期の御掲載をいただきたく、格別の御理解、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、業務改善助成金をはじめとした最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策を実施し、インターネット上に賃金引き上げ特設ページも設けているところです。こちらの制度につきましても、少しでも多くの方々にお知らせするため、別紙2の広報例文を御参考に、各種広報媒体（広報誌、ホームページ、SNS等）への御掲載等周知をいただきたく、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、周知広報用ポスターの掲示、窓口等でのパンフレット等の配布につきましては、別途、御依頼申し上げたく存じますので、その際にも御配意を賜りますよう申し上げます。

